

特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令の一部
を改正する省令案（仮称）等の概要

1. 改正の背景

- 令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされている。
- これを踏まえ、今般、特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令、水銀等の貯蔵に関する省令及び水銀含有再生資源の管理に関する命令の様式について、国民や事業者等に対して押印を求めている手続の押印の廃止のため、所要の規定の整備を行う。
 - ※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。

2. 改正の概要

- 別添の改正対象法令欄に記載した法令のうち、改正対象条項欄に記載された様式について、押印を求める規定を削除するとともに、当該規定の削除に伴う所要の規定の整備を行う。
- 改正省令及び改正命令の施行の際、施行後においても、当分の間は旧様式を使用できるよう、経過措置を設ける。

3. 今後の予定

令和2年中に改正省令及び改正命令を公布・施行の予定。

(別添)

改正対象法令	法令番号	改正対象条項
特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令	平成 27 年厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第 1 号	様式第一から様式第六まで
新用途水銀使用製品の製造等に関する命令	平成 27 年内閣府・総務省・財務省・文科省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省第 2 号	様式
水銀等の貯蔵に関する省令	平成 27 年総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 1 号	様式
水銀含有再生資源の管理に関する命令	平成 27 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 3 号	様式